

Q&A

Q:島根県出身者ではないのですが、助成を受けることはできますか？

A:島根県外の養成施設の学生であれば、出身を問わず、助成の対象になります。

Q:旅費の領収書などは提出する必要がありますか？

A:領収書等の提出は不要です。養成施設と実習先保育所の地域に応じて定額で助成金を支給します。

Q 助成を複数回受けることはできますか？

A:令和3年度中に助成を受けられる回数はお一人様 1 回までとなります。